

## 第 2 回入札監視委員会会議録

1. 開催日時           平成 24 年 11 月 14 日（水）  
午後 3 時 30 分～午後 5 時 15 分
2. 開催場所           高浜市役所 4 階 第 2 会議室
3. 出席委員           委員長    児 玉 善 郎（大学教授）  
          委員    丹 羽 重 則（元市収入役）  
          委員    奥 野   暁（土地家屋調査士）  
          委員    吉 田 利 美（市民代表）
4. 事務局職員         大竹総務部長、竹内グループリーダー、内田主幹、松崎主任、  
                          藤田主任、毛利主事
5. 議事概要

### （1）平成 24 年度 中期入札案件の検討について

平成 24 年度中期入札案件	32 件
内 指名競争入札案件	9 件
条件付一般競争入札案件	22 件
一般競争入札案件	1 件

### 主な質疑・回答

質問・意見	回 答
<p>(1) 平成 24 年度 中期入札案件検討について</p> <p>① 高浜市公共施設マネジメント白書印刷 (物品：指名競争入札)</p> <p>○公共施設マネジメント白書の中身はどのようなものなのですか。</p> <p>○白書の配布先はどのようなところを予定しているのですか。</p> <p>○白書は来年度も作成しますか。</p>	<p>○公共施設の現状と課題を取りまとめた、高浜市内の公共施設全ての施設の現状、築年数とか利用率をまとめたものです。</p> <p>○公共施設のあり方検討委員会への配布と、各公共施設で閲覧を考えています。</p> <p>○作成の予定はありません。</p>

<p>○参考見積りの徴収業者はどこですか。</p> <p>○成果品の出来映えはどうですか。</p>	<p>○入札参加者の中の2業者からいただき、応札については、1業者については見積りとほぼ同じ額で、もう一方の業者は見積りよりかなり低い額でされましたが、落札については見積りとは別の業者で、市内の業者であります。</p> <p>○仕様書どおりのものが納品されています</p>
---	--

**【審議結果】**

低落札率案件で、参考見積り業者とは別の市内業者が落札されたことは、市内業者の健全な経営を担保していく上では好ましいことであり、成果品については仕様書に沿ったもので、特に問題なしと判断した。

<p>② 町内会活動保険 (物品：指名競争入札)</p> <p>○保険料は世帯数によって変わりますか。また、傷害保険、賠償責任の内容は前回と変わりましたか。</p> <p>○参考見積りの徴収業者はどこですか。</p> <p>○保険契約について保険料が変わらないのであれば、市内業者に発注することはできないのですか。</p> <p>○最低金額の応札者が市内業者と市外業者が同額の最低金額で、くじにより落札者を決められていますが、市内業者を優先させるような扱いはできないのですか。</p>	<p>○傷害保険、賠償責任の内容は変わっていません。また保険料については、この5年間ほとんど変わっていません。</p> <p>○くじにより外れた業者さんからいただいております。</p> <p>○原則競争入札ですが、価格の競争性がない案件については、随意契約が可能かどうか、調査させていただきたいと思えます。</p> <p>○競争入札については法律により、くじによらなければならないとなっております。なお、一定金額以下で見積合せで執行する場合の同額については、市内業者を優先に落札者として決定することとしています。</p>
--	--

**【審議結果】**

入札価格に差が生じない案件については、市内業者に優先発注することが可能か調査、検討をすることとする。

<p>③ 電子計算機借上（プリンタ） （物品：指名競争入札）</p> <p>○契約については、単価か総額かどちらで行うのですか。</p> <p>○参考見積りはどの業者から取られましたか。</p> <p>○予定価格に比べて落札価格が大きく下がったことについて、考えられることはありますか。</p> <p>○すでに新しい機器を借上げされていると思われませんが、不具合はないのですか。</p>	<p>○5年間の総額契約で、債務負担行為となります。</p> <p>○前回の契約業者で、今回2番札を入れられた業者から徴取しました。</p> <p>○本件はリース入札案件で、市の仕様に基づいた機器を、リース業者さんが販売業者を特定して入札をするため、販売業者による納入機器の金額の差と考えられます。</p> <p>○特にありません。</p>
<p><b>【審議結果】</b> 低落札率案件で、参考見積り業者とは別の業者が落札されたが、納入機器については仕様書に沿ったもので、特に問題なしと判断した。</p>	
<p>④ 小中学校給食用品の購入 （物品：指名競争入札）</p> <p>○ボウルやスープ皿等とありますが、どのように予定価格を作っているのですか。</p> <p>○今回の入札された業者から参考見積りを取っているのですか。</p> <p>○この食器の材質については決まっているのですか。</p> <p>○1社辞退されていますが、何か理由は聞いていますか。</p> <p>○製造元は全て一緒ですか。</p>	<p>○学校の栄養士の先生からいただいた資料をもとに作成しています。</p> <p>○取っていません。</p> <p>○仕様書に材質が記載されています。</p> <p>○今回の規格に合う食器の取り扱いはしていないということで辞退をされています。</p> <p>○食器により製造元は違います。</p>

**【審議結果】**

高落札率案件で、市内業者が予定価格を上回って応札され、市外業者が落札されたが、納入物品については仕様書に沿ったもので、特に問題なしと判断した。

⑤ 高浜小学校体育館暗幕取替工事  
(建築一式工事：条件付一般競争入札)

○今回の入札の資格要件を満たす業者は2社しかないのですか。

○暗幕カーテンの取替えは建築業者がするような工事なのですか。

○これは電子入札で一般競争入札でということだと、応札された2社は、何社応札したかわからない中で応札したということですね。

○応札する前に、業者は設計書の内容を業者は分かっているのですか。

○全部で6社ありますが、足場を組んで実際の寸法を測りながら行う特殊な暗幕取替工事のため、結果的に参加申込みがありませんでした。

○入札の区分として、カーテン取替えというような区分はなく、建築工事一式というものになります。建築工事一式には、大工工事を含む一般的な建築工事を総括して行える建設業の許可を取っている業者が参加されています。

○そのとおりです。

○公告の時点で、設計書は閲覧という形をとってしまして、見に来ていただいています。

**【審議結果】**

特殊な暗幕取替え工事ということもあって応札も少なく、かつ予定価格と変わらない価格で落札されたといことで高落札率の結果となったが、特に問題なしと判断した。

⑥ 公共下水道整備工事(論地処理分区)

⑦ 公共下水道整備工事(八反田第1排水区)

(土木一式工事 条件付一般競争入札)

○6の工事を落札された業者さんは、これまでに応札の実績はあるのですか。

○現在の高浜の入札基準では、市外業者が参加できるのは、5千万以上の工事になりますが、なかなか5千万以上の工事の発注自体がないので、今回が初めてです。

<p>○落札率が低いようですが、何か原因があるのですか。</p> <p>○7の工事は参加資格が市内業者だけで、落札率は高くなっていますが、市外業者も入れるようにして安くすることはできないのですか。</p>	<p>○今回の工事は推進工法という地下3mから4mに縦穴を掘る特殊な工事ですが、落札された業者は、そうした工事を専門とする業者ですので、安くできるのではないかと考えられます。</p> <p>○万一の災害等の場合の災害復旧や冬期の雪氷対策等を担う市内業者の育成と価格の競争性の均衡を考慮して入札参加基準を定めており、2500万円までは市内業者に優先して発注するようにしています。</p>
<p><b>【審議結果】</b> 6については、7と違い特殊な工法の工事ということもあり、専門の業者の応札により低落札率の結果となったが、特に問題なしと判断した。</p>	
<p>⑧下水道工事に伴う配水管移設工事（その1） （工事：条件付一般競争入札）</p> <p>⑨下水道工事に伴う配水管移設工事（その3） （工事：条件付一般競争入札）</p> <p>○昨年までだと土木工事は落札率が低く、水道工事は落札率が高止まりの傾向があったのですが、今回の結果を見るとどちらも金額が落ち着いているように見えます。その要因は何ですか。</p>	<p>○特に作業内容が変わったとかいうことはありませんので、競争の原理がそれぞれ別の部分で発揮された結果このようになったと思われます。</p>
<p><b>【審議結果】</b> 水道施設工事の中でそれぞれ最も高落札率、低落札率の案件であるが、以前と比較して落札率が落ち着いたものとなっており、特に問題は無いと判断した。</p>	

(3) 入札・契約制度改革の取組について

事務局より、入札・契約制度改革について昨年度取組みをしたことについて、説明が行われた。